

(3) 委員会別の成立した法律・条約等の要旨及び本会議における委員長報告（議案審議表付）

○内閣委員会

内閣提出法律案（三件）

番号	件名	院議先	提出月日	付託委員会	議決	本院議決	衆議院付託委員会	議決	本院議決	備考
9	安全保障会議設置法案	衆	六、二、四	六、五、四	可決 六、五、二	可決 六、五、三	六、三、五	可決 六、五、八	可決 六、五、九	衆本会議趣旨説明 六、三、五 五、四
18	恩給法等の一部を改正する法律案	"	二、七	(予)二、七	可決 四、七	可決 四、八	二、七	可決 三、五	可決 三、六	
26	厚生省設置法の一部を改正する法律案	"	二、四	五、六	可決 五、三	可決 五、四	三、四	可決 四、四	可決 四、五	

本院議員提出法律案（二件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送衆へ提出月日	付託委員会	議決	本院議決	衆議院付託委員会	議決	本院議決	備考
102 2 国会	情報公開法案	種山篤君 (六〇、四、九)		六〇、四、九未了	可決	可決				

安全保障會議設置法案（閣法第九号）

要旨

本案は、臨時行政改革推進審議会の答申に基づき、内閣における総合調整機能強化の一環として、重大緊急事態対処体制の整備を図るため、現行国防会議の任務を継承するとともに重大緊急事態への対処措置等を審議する機関として、内閣に安全保障會議を設置しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国防に関する重要事項及び重大緊急事態への対処に関する重要事項を審議する機関として、内閣に、安全保障會議を設置すること。

二、内閣総理大臣は、国防の基本方針、防衛計画の大綱、防衛出動の可否及び国防に関する重要事項等については安全保障會議に諮らなければならないこと。

三、内閣総理大臣は、重大緊急事態が発生した場合において、必要があると認めるときは安全保障會議に諮るものとする。

四、安全保障會議は、国防に関する重要事項及び重大緊急事態への対処に関する重要事項につき、必要に応じ、内

閣総理大臣に対し意見を述べることができること。

五、安全保障會議は、議長及び議員で組織し、議長は内閣総理大臣をもつて充て、議員は現在の国防会議の議員である内閣法第九条の規定によりあらかじめ指定された国務大臣、外務大臣、大蔵大臣、防衛庁長官、経済企画庁長官に加え、新たに内閣官房長官及び国家公安委員会委員長をもつて充てること。

六、安全保障會議に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣審議官がつかさどること。

七、国防會議を廃止する等所要の措置を講ずること。

八、本法律は、昭和六十一年七月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました安全保障會議設置法案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、内閣における総合調整機能強化についての臨時行政改革推進審議会の答申の趣旨に基づき、現行国防會議の任務を継承するとともに、あわせて、重大緊急事態への対処体制の整備を図るため、内閣に安全保障會議を設

置しようとするものであります。

安全保障会議は、国防に関する重要事項のほか、重大緊急事態が発生した場合において、内閣総理大臣の諮問を受け、当該重大緊急事態への対処措置について審議することとしております。

また、この安全保障会議は、これらの事項について必要に応じ、内閣総理大臣に対し、意見を述べることができることとしております。

安全保障会議の議長は、内閣総理大臣をもって充てることとしております。議員は、現在の国防会議の議員である内閣法第九条の規定によりあらかじめ指定された国務大臣、外務大臣、大蔵大臣、防衛庁長官、経済企画庁長官に加え、新たに内閣官房長官及び国家公安委員会委員長をもって充てることとしております。

また、国防会議事務局を廃止し、安全保障会議に関する事務につきましては、内閣官房において処理することとしております。

以上のほか、関係国務大臣その他の関係者の会議への出席等につきまして所要の措置を規定しております。

なお、本法律は、昭和六十一年七月一日から施行するこ

といたしております。

委員会におきましては、中曽根内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行うなど熱心な審査が行われました。

その主な質疑の内容は、安全保障会議設置の必要性、名称の当否、閣議との関係、重大緊急事態の内容、既存の緊急事態対処体制との関連、安全保障会議の設置とシベリアン・コントロール、本改正に伴う内閣官房組織再編の是非等のほか、中期防衛力整備計画、SDI研究参加、スペースレーンの戦略的影響等広範多岐にわたっております。その詳細は、会議録により御承知願いたいと存じます。

採決により質疑を終局することを決定した後、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して榎山委員より反対、自由民主党・自由国民会議を代表して曾根田理事より賛成、公明党・国民会議を代表して太田理事より反対、民社党・国民連合を代表して関委員より反対、日本共産党を代表して内藤委員より反対の旨の発言がありました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第一八号）

要旨

本案は、最近の経済情勢にかんがみ、恩給年額を増額するとともに、普通扶助料の最低保障額及び傷病者遺族特別年金について特別の改善を加える等恩給受給者に対する処遇の充実を図ろうとするものであつて、その内容は次のとおりである。

一、恩給年額の増額

昭和六十年年度の公務員給与の改善傾向を分析した結果に基づき、恩給年額の計算の基礎となつている仮定俸給年額を、昭和六十一年七月分から、二十八号俸以下のものにあつては五・三％、二十九号俸以上のものにあつては五・一％プラス二百円引き上げること。ただし、その引上額は二十七万七千二百円を限度とすること。

二、普通恩給等の最低保障額の改善

普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、昭和六十一年七月分から兵の仮定俸給の増額に準じ五・三％引き上げること。

さらに、普通扶助料の最低保障額については、厚生年

金保険における遺族年金の最低保障額との均衡を図るための第二年目の措置として、同年八月分から長期在職者の場合六十万九千六百円に引き上げるとともに、短期在職者についてもこれに準じた引き上げを行うこと。

三、公務関係扶助料の最低保障額の改善

公務扶助料、増加非公死扶助料及び特別扶助料の最低保障額を、昭和六十一年七月分から兵の仮定俸給の増額に準じ五・三％引き上げること。

四、傷病恩給の基本年額の改善

増加恩給、傷病年金及び特別傷病恩給の基本年額を、昭和六十一年七月分から兵の仮定俸給の増額に準じ五・三％引き上げること。

五、傷病者遺族特別年金の改善

傷病者遺族特別年金の年額を、昭和六十一年七月分から兵の仮定俸給の増額に準じ五・三％引き上げ、さらに同年八月分から普通扶助料の最低保障額との均衡等を勘案して引き上げること。

また、傷病者遺族特別年金に係る遺族加算の年額を、同年八月分から五万四千元に引き上げること。

六、扶養加給の改善

昭和六十年度の公務員の扶養手当の改善に準じ、昭和六十一年七月分から傷病恩給及び公務関係扶助料の受給者に係る扶養加給の年額を引き上げること。

七、恩給外所得による普通恩給の停止基準額の改善

恩給年額の増額措置に伴い、恩給外所得による普通恩給の停止に係る基準について、所要の措置を講ずるものとする。

八、本法律は、昭和六十一年七月一日から施行すること。

ただし、傷病者遺族特別年金に係る遺族加算の改正規定は同年八月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案の内容の第一は、恩給年額の増額であります。

昭和六十年度における公務員給与の改善を基礎として、本年七月分以降、平均五・二％程度増額することとしております。第二は、公務関係扶助料の最低保障額及び傷病恩給年額を、本年七月分以降、兵の仮定俸給のアップ率により、

五・三％増額することとしております。第三は、普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、本年七月分以降、五・三％増額すること、さらに普通扶助料の最低保障額については、八月分以降、他の公的年金の給付水準等を考慮して引き上げることあります。第四は、傷病者遺族特別年金の年額を、本年七月分以降、五・三％増額すること、さらに八月分以降、普通扶助料の最低保障額の引き上げに準じ、これを引き上げるとともに、同年金に係る遺族加算の年額を増額することとしております。

以上のほか、扶養加給の増額等所要の改善を行うこととしております。

委員会におきましては、恩給改定実施時期を七月とした理由、公的年金の改革に伴う今後の恩給制度の見直し、傷病恩給の審査のあり方、本年度の人事院勧告の有無と勧告に対する取り扱い方針、台湾人元日本兵に対する補償問題その他戦後処理の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わりましたところ、日本共産党を代表して内藤委員より、本年四月分以降、恩給年額を増額することを内容とする修正案が提出されました。

本修正案は予算を伴うものでありますので内閣の意見を聴取いたしましたところ、江崎総務庁長官より、政府としては反対である旨の発言がありました。

次いで、原案並びに修正案について討論に入りましたところ、日本共産党を代表して内藤委員より、修正案に賛成、原案に反対の旨の発言がありました。

討論を終わり、採決の結果、内藤委員提出の修正案は否決され、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、各派共同提案に係る恩給の改定実施時期の一体化等七項目にわたる附帯決議が全会一致をもつて行われました。

以上、御報告申し上げます。

厚生省設置法の一部を改正する法律案（閣法第二六号）

要旨

本案は、高度専門的な医療の進展に果たすべき国立医療機関の役割にかんがみ、特定の疾患等に関し診断及び治療、調査研究等を行う国立高度専門医療センターの設置等を機

動的に行うための規定の整備をしようとするものであつて、その内容は次のとおりである。

一、厚生省の施設等機関である国立がんセンター、国立循環器病センター及び新たに本年十月一日から設置することを予定している国立精神・神経センター（仮称）を国立高度専門医療センターと総称して、これを法律に規定し、その設置目的は特定の疾患等に関し、診断及び治療、調査研究並びに技術者の研修を行うこととするともに、各センターの名称及び所掌事務は政令で定めることができるようにすること。

二、国立病院特別会計法その他関係法律の規定の整備を行うこと。

三、本法律は昭和六十一年十月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました厚生省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を申し上げます。

本法律案の内容は、高度専門的な医療の進展に対して果たすべき国立医療機関の役割にかんがみ、特定の疾患等に

関し診断及び治療、調査研究並びに技術者の研修を行う国立高度専門医療センターを設置しようとするものであります。このセンターは、国立がんセンター、国立循環器病センター及び本年十月一日から設置することを予定している国立精神・神経センターを総称するものであります。また、各センターの名称及び所掌事務は政令で定めることとしております。

委員会におきましては、本法律案提出の経緯、各センターの設置を政令事項とした理由、国立病院・療養所の再編成・合理化の基本的な考え方、地域における医療供給の確保、人口の高齢化と医療行政のあり方等について質疑が行われました。その詳細につきましては、会議録により御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して稲山委員、日本共産党を代表して内藤委員より、それぞれ反対である旨の発言がありました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。